

【地方税法等の一部を改正する法律等により船橋市市税条例のうち令和6年4月1日施行を予定している内容】

**個人市民税**

① **定額減税（令和6年4月1日施行）**

（船橋市市税条例附則第7条の5、第7条の6、第7条の7、第7条の8、第16条の3、第16条の5、第17条、第18条、第19条、第20条、第20条の2、第20条の3）

地方税法の改正に伴い、令和6年度分の個人市県民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く）1人につき1万円の減税を実施。

**1 対象者**

- ・合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者
- ※給与収入金額のみの場合、給与収入2,000万円以下

**2 減税額について**

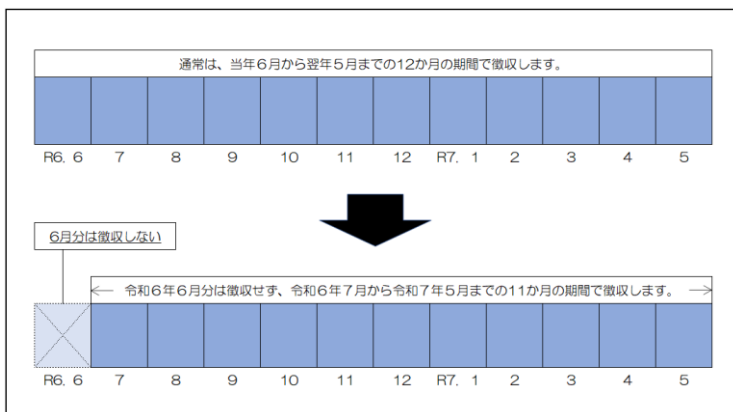
市県民税の減税額は、次の額の合計額となります。

- ・本人 1万円
- ・控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く）1人につき1万円
- ※市民税分の減税額は市民税と県民税で按分した額である。

**3 減税の実施方法**

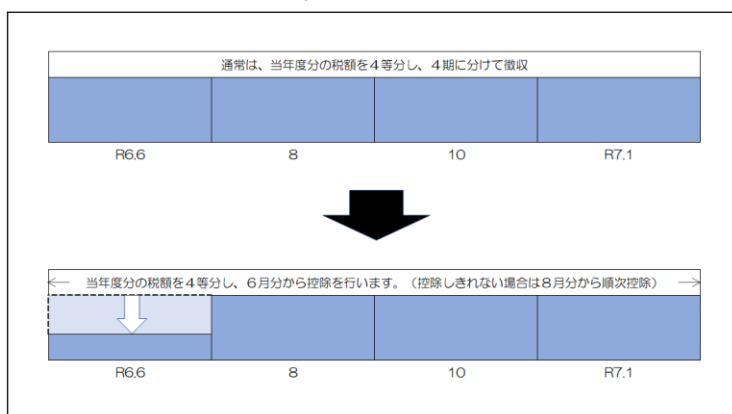
(1) **給与から特別徴収の方**

令和6年6月分は徴収せず、定額減税額を控除した後の額を7月分から令和7年5月分までの11回で徴収する。



(2) **普通徴収の方（自分で市県民税を納付する方）**

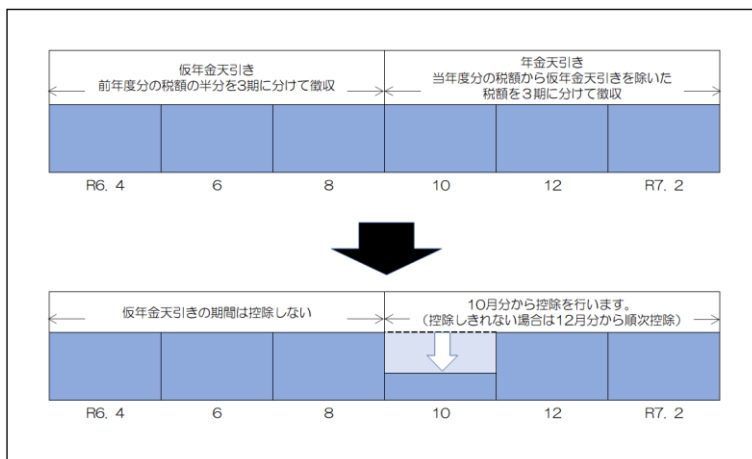
第1期分の税額から、定額減税額を控除し、控除しきれない場合は、第2期以降の税額から順次控除する。



### (3) 公的年金から特別徴収の方

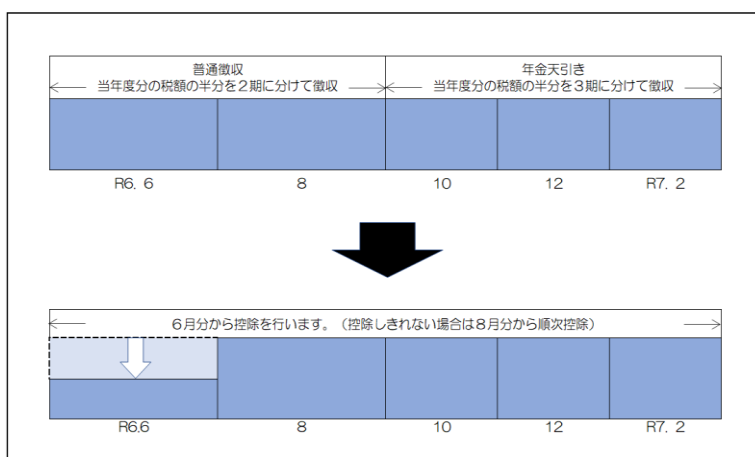
#### ①前年度から引き続き公的年金から特別徴収の方

令和6年10月分からの税額から定額減税額を控除し、控除しきれない場合は12月分以降の税額から、順次控除する。



#### ②公的年金からの特別徴収が初年度の方

第1期分の税額から、定額減税額を控除し、控除しきれない場合は、第2期以降の税額から控除し、さらに控除しきれない場合には令和6年10月分以降の税額から順次控除する。



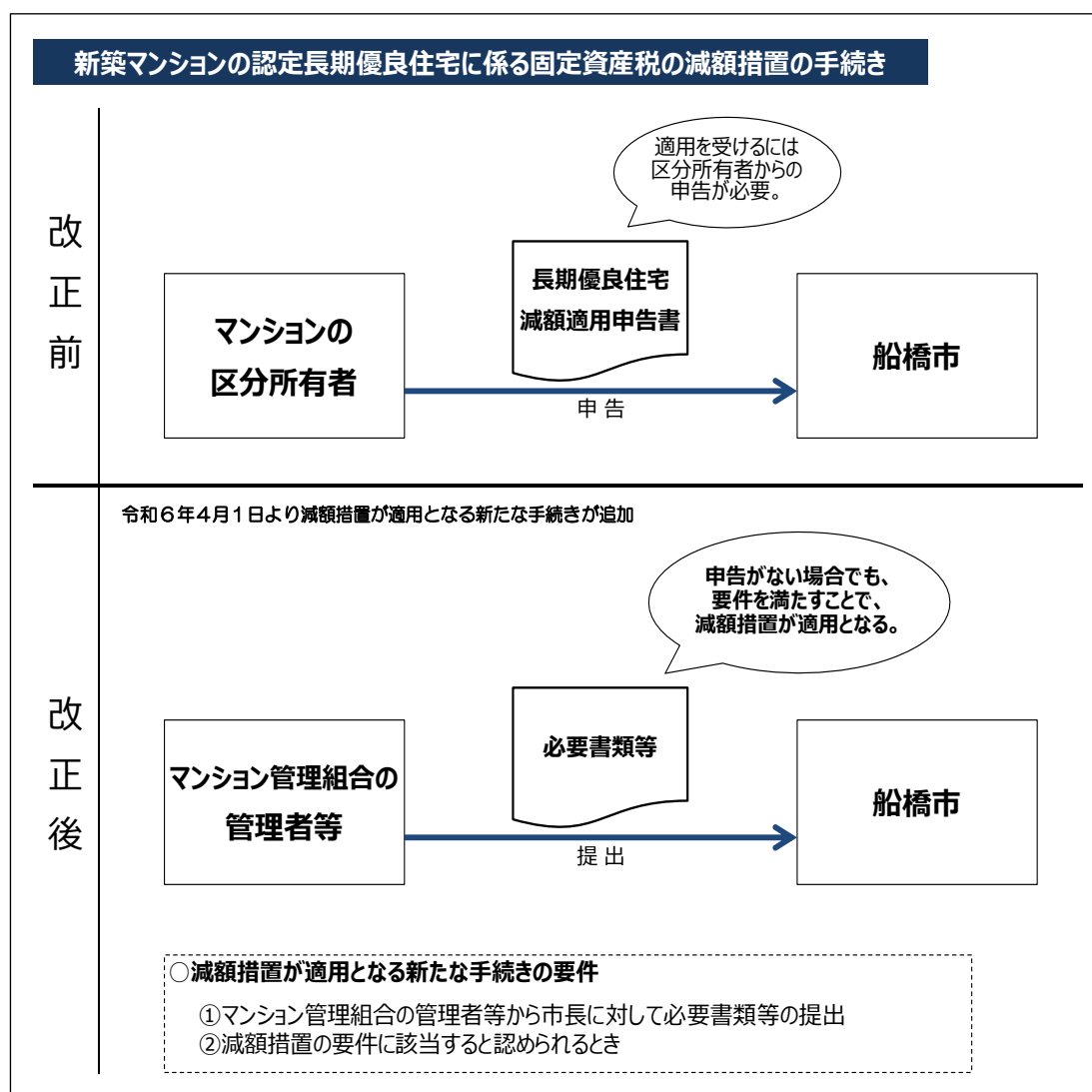
## 4 その他

定額減税による減税額については、全額国費で補填する。

**固定資産税等**

- ① 新築マンションの認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置における申告の見直し  
(附則第10条の3)

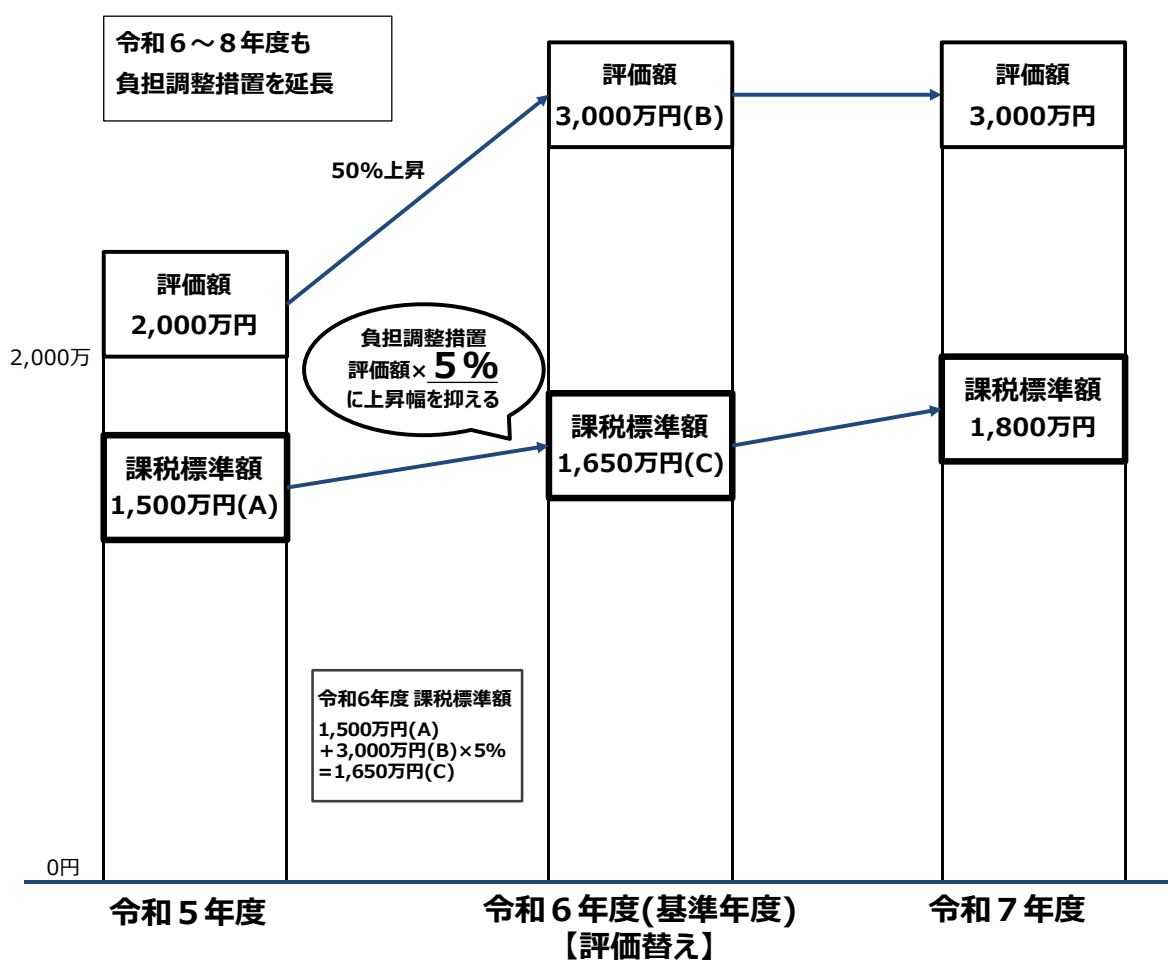
地方税法の改正に伴い、新築マンションの認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用する。



- ② 宅地等及び農地に係る負担調整措置及び価格下落時の特例の延長等  
 (附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第12条の3、附則第13条、附則第13条の2、附則第13条の3、附則第15条)

- ①宅地等及び農地の急激な税負担の上昇を抑制する負担調整措置  
 ②地価下落時に評価額を下げる事ができる特例措置
- ・①と②の措置が3年間延長されたことに伴う改正  
 令和3年度～令和5年度 ⇒ 令和6年度～令和8年度

**令和6年度以降の土地に係る固定資産税のイメージ**



**その他規定の整備**

(船橋市市税条例附則第10条の2、第10条の3、第12条、第13条、第13条の2、第13条の3、第14条)

地方税法等の改正(項ずれ及び廃止等)による規定の整備